

議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和5年2月17日

亀山市議会

午後1時50分 開 会

○部会長（福沢美由紀君） 皆さん、こんにちは。

お疲れのところですが、ただいまより議会改革推進会議、第79回検討部会を始めたいと思います。

初めてのこのメンバーでの会議になります。これから2年間どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずは第78回検討部会の確認事項をいつも起こすことになっていたんですけども、臨時議会の開催によって、第78回検討部会は11月10日に正・副部会長の互選を行ったので、今回確認事項としては特にありません。

また、議会改革白書2023年への記載内容の確認ももうしましたので、確認事項はございません。次の議題に移りたいと思います。

議会改革の取組についてでございます。

これをするために議会基本条例の制定の経緯について、議会改革推進会議及び検討部会の位置づけについて、議会改革の取組についてを大泉課長に、かなり長い流れを追って説明をいただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

大泉課長。

○大泉議事調査課長 それでは、議会改革の取組について、先ほど部会長からおっしゃっていただきましたが、少しお時間長いこといただきますが、これまでの経緯含めて、その取組、現状はどうなっているかということら辺まで説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

資料1でございますが、こちらのほうをご覧くださいと思います。

2ページからでございますが、条例制定の経緯といたしまして、初めに議会改革に係る全国的な状況、それと三重県内での状況についてでございます。

全国的な状況といたしましては、平成12年4月ですが、地方分権一括法が施行されました。国と地方の役割分担の明確化や、機関委任事務制度の廃止、また国の関与のルール化等が図られたところ です。これによりまして、各地方公共団体は自らの判断と責任によって地域の実情に沿った行政を展開していくことが大いに期待されたということになりました。それ以降、全国多くの自治体で議会改革の流れ、こちらのほうにつきましても一気に強まるというふうなところになったところです。

そして、新たな動きといたしまして、地方自治においては、平成18年5月に北海道栗山町議会が全国初の議会基本条例を制定いたしました。また、三重県内においてなんですけど、この栗山町議会に続きまして、同じ年、平成18年の12月でございましたが、三重県議会が都道府県議会として初めて議会基本条例を制定し、翌年19年2月ですが、伊賀市議会が県下の市議会では初の議会基本条例を制定されております。

1ページめくっていただきまして、3ページです。

亀山市におきましては、平成19年から執行部におきまして、亀山市まちづくり基本条例の制定に向けた議論がスタートしました。当初、執行部は議会のことについては議論はしないというふうなことをしておりましたが、まちづくりの主体は市民、行政、議会であることから、その3者の関係が議論をされ始めました。議会においては、まちづくり基本条例が制定されますと議会の在り方についての説明を求められるのではないかと、そういう危機感から、議会基本条例の制定が急務であるとの考えに至りました。そして、議員提出によって議会基本条例を制定することで議会の主体を示そうと、そ

ういう動きになったものです。

そして、さらに執行部では、各種の事業計画や分野別計画、こういったものの策定に当たっては、市民アンケートの実施等によって市民の意見を把握したり、あるいは市民の代表者が参加する審議会や委員会を設置して素案を策定したりという方法を進め始めました。

このように行政において市民参画が進みますと、だんだんと議会として関与するところが限られてくるのではないかという、そんな危機感も生じたところでした。これらに対応するには、議会の活性を図ること以外に方法はなく、議会基本条例の制定が必要と考えたところでございます。この議会基本条例の制定によりまして、それまでの議員の意識や行動というのは非公式な前例やあるいは慣例、申合せなどによるところが多かったわけなんですけれども、新たな議会運営のルールを成文化し、住民に公表することになったものでございます。

議会と議員の活動に関する基本的な事項を体系的に定めた議会基本条例を根拠として、議会は何をするところかを住民に分かりやすく説明し、住民に議会の存在意義を理解してもらうため、規律ある議会活動を展開していくことになることから、議会基本条例は議会運営の最高規範と位置づけられるものでございます。

次に、4ページでございますが、この基本条例制定までの議会改革の取組についてまとめてございます。

ちょっと話が横にそれますが、会議システムのほうに資料2というのを入れております。これはまた後でご覧いただきたいんですが、16年からの議会改革の歩み、取組をまとめておりますが、議会基本条例の制定前と制定後に分けて資料2にもまとめておりますので、後ほど見てください。

それでは、制定までの改革について取り組んだ主なものを紹介させていただきます。

1点目、市民に分かりやすいよう、議案質疑及び一般質問に対面式を採用いたしました。これは16年6月定例会からでした。

2つ目、議案質疑は平成16年の9月から、一般質問は平成19年の9月定例会からございましたが、一問一答方式の導入を行っております。

3つ目、会議の公開です。ケーブルテレビの普及に合わせまして、平成16年6月定例会の一般質問から、ケーブルテレビの放送開始以後、放送範囲を徐々に拡大してまいりまして、この放送関係は後ほど広聴広報のところでも改めて詳しく説明をさせていただきますが、現在はインターネットによるライブ、録画配信まで拡大しておるといふような状況です。これによって公開性を高めておるところです。

4つ目には、平成21年6月定例会からございましたが、議会だよりによる議案に対する各議員の賛否状況の公表ということで、賛否状況の掲載を開始いたしております。

ここでは主なものを上げておりますが、繰り返しになりますが、先ほど申した資料のほうをご覧いただくとよく分かっていただけますし、さらに見比べていただきたいんですが、議会基本条例制定までというのは、非常に改革の内容、ページ数にして少ないんですが、制定以後は多くなっておりまして、そこら辺で違いも分かっていただけるかと思っておりますので、そんな視点もお持ちいただけたらと思います。

続きまして、ページめくっていただくこととなりますが、5ページでございます。

亀山市議会基本条例の制定に向けた取組といたしまして、その制定過程についてご説明をここから

させていただきます。

まず、議会のあり方等検討特別委員会の設置でございます。

ここ、議会改革という直接的な表現は使ってございません。議会の在り方等を検討するというところでこのような名称とし、具体的な目的は議会基本条例の制定としております。そのほかにも議会改革や議員定数、地方自治法の一部改正に関する対応等も検討できるものとして設置をいたしました。

このときなんです、医療センターと国民宿舎の関ロジを対象とする公営企業経営問題特別委員会も設置されましたことから、各議員さんがそれぞれいずれか行きたいほうを選択できるようにしていただきまして、平成20年3月でございますが、議員定数、半数である11名の議員で構成いただく議会のあり方等検討特別委員会がスタートいたしましたところ、

次のページに行ってくださいまして、特別委員会の活動状況でございます。

全部でこれは26回開催しておりますが、当初、1年ほどで条例が制定できるのではないかと想定しましたところだったんですが、白紙からの状態でやっぱり議論していくというのは難しいところもあったとお伺いしておりますが、意思のすり合わせ的なことで1年、それから次の1年で条例の議論を行い、県下で2番目として、平成22年6月定例会で議員提出議案として提案し、全会一致で可決をし、2か月間の周知期間を経て、8月から条例が施行となったというところでございます。

この特別委員会の活動状況でございますが、平成20年3月に設置をいたしまして、平成22年8月までの2年半、先ほど申しましたとおりなんです、26回開催しております。これは特別委員会を26回。そしてまた、特別委員会で意見統一に時間を要する事項については事前調整、また検討の効率化を図るために、正・副委員長と各会派代表で構成する理事懇談会を設置し、この懇談会についても13回開催して調整を図ったという経緯がございます。その特別委員会の前半12回までですが、先進都市の議会基本条例について調査・研究をするとともに、三重県議会の視察、それから同じく三重県議会との意見交換、大学教授による講演会の開催、また議員に対してのアンケート調査の実施、それから会派の定義であったり、議員定数等について検討するなど、基本的にこの間は情報収集と現状課題の把握に努めていただいたところ、

7ページに移りまして、後半の13回目以降につきましては、先進7自治体の議会基本条例を比較しながら、1条ずつ条文の検討に入ってくださいまして、条例案の策定、さらに逐条解説の作成をいただきました。ここでいうその先進7自治体というのは、うちの亀山市議会で選んだ7自治体でありまして、三重県、最初に申しました北海道栗山町、それと県下で最初に制定した伊賀市、そのほか当時基本条例を制定しておりました島根県の出雲市、千葉県の流山市、徳島県の小松島市、静岡県島田市、以上7つの条例を比較検討しながら、1条ずつ整理をいただいたという経緯でございます。

次の第23回の委員会では、条例案と逐条解説の最終確認を行っていただき、その後、全員協議会で議員全員に説明をいたしました。それと、時を合わせましてですが、パブリックコメントを記載の1か月間実施いたし、また各団体への説明会も実施し、当時、まちづくり基本条例の策定組織でありましたまちづくり基本を定める条例を考える会の皆さん、それから自治会連合会、商工会議所、労働団体、この4つの団体と意見交換を実施いただいたところでもありました。

続いて、24回の委員会では、パブリックコメントに対する意見が31件出てまいりましたので、この31件に対しまして回答の整理をこの委員会で行っていただきました。そのうち3件について条例案に反映いただいたところ、

そして次のページ、8ページですが、先ほど申しましたように、県下2番目の議会基本条例を全会一致で可決をいたしたというふうな流れになっております。

9ページから、特別委員会の運営状況についてです。

この議会のあり方等検討特別委員会の運営、これは月におおむね1回程度開催するという形で進めていただきました。前回の議事録を必ず次回配付するということにしたため、事務局だけでは対応が難しいという場面も出てまいりました。このことから、議会で初めてコンサルタントを導入し、これは株式会社ぎょうせいに委託したんですが、そして毎月開催いたしました特別委員会の議事録の作成、論点整理や資料の提供を依頼いたしましたところでした。そして、論点整理や意思統一に時間を要する事項については、理事懇談会を事前に開催して調整を図っていただき、さらに審査の効率化を図るため、前回の議事録と当日の資料は必ず事前配付、それから検討テーマも事前に周知するという形で進めていただきました。さらに、その議事概要についてはホームページで公表、また委員会の傍聴も原則公開とし、行っていただいたわけでございます。

10ページに移りますが、そのとき、議会事務局の主な業務でございますが、この特別委員会開催ごとに議事概要の整理、決定事項、論点のまとめ、それから他の都市や文献等の調査、議会基本条例の骨子案、また素案の作成、こういうものがございました。

それと、次ですが、議会基本条例の検討における主な成果といたしましては、3人の大学の教授から専門家の講演や勉強会を行いましたことから、本市議会の問題点、あるいは課題が明確になったところ。各議員皆さん、それら問題点を把握できたということ、こんなことが上げられるのかと思います。それと、条例を検討・議論したということで、各議員が政策形成についても理解を深めていただいたところであったかなというところがございます。同じく、事務局職員につきましても、それぞれが自分の役割、それから本市の課題や問題点、こういったものの把握により、意識の高まりもあったところだったと思われまます。

続いて、11ページに行かせてもらいますが、ここからはこの議会基本条例についてご説明申し上げます。

前文と現在10章26条で構成をしております。条例の制定当初は10章24条でございましたが、2条追加をいたしまして、現在26条での構成となっております。

特徴といたしましては、前文に二元代表制の下、議会は市民のための議会、市民からの負託の原点、議会と市民の双方向性を尊重するといったしまして、議会の使命を表明しております。

また、6条に議長の責務。7条に委員長の責務。これは当初は入っていなかったわけですが、一部改正を行い追加いたしましたものです。地方自治法では、議会の議長の議事整理権及び議会代表権を規定されております。また、亀山市議会委員会条例では、委員会の委員長の議事整理権及び秩序保持権を規定しておりますが、あえて議会基本条例に議長、委員長の責務を追加することとしました。

内容といたしましては、議長の中立かつ公正な立場での職務の遂行と、議会の品位を保持することを追加いたしております。

また、委員長につきましては、中立かつ公正な立場での職務の遂行を規定いたしました。

続けて、25条では、条例の検証及び見直し手続について定めております。議会は市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、この条例の目的が達成されているかを検証し、その結果及び法令の改正等を必要に応じて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものという形で規定をしているところ

です。

そしてさらに、誰にでも分かりやすいよう、逐条解説の整理もいただいたところございました。

さらに、市民への周知といたしましては、ケーブルテレビでのPR、リーフレットを各戸配付、こういうことをいたしました。さらに、議会だよりへの掲載もいたして周知を図ったところです。

続いて、12ページへ移らせていただきますが、これは条例の検討中に議論した中で主な内容について説明をさせていただくものです。

議会基本条例の条文そのものをここへ掲載しております。

まず、8条の会派でございます。

会派のことについては、当時の特別委員会でかなり時間を要していただいたところでした。なぜ会派があるのかにつきましては、政策で同一の理念を持ったメンバーが集まっていることから会派による施策の立案、また一般的な部分では、会派に属する先輩からいろんなことを教わることができるという、そういったメリットもございます。

またもう一つ、全員参加で議会運営の議論を行うとなると、なかなか合意が得られない場合もあると思われませんが、各会派で細かな議論を積み上げ、その結論を会派の代表で議論するということが議会運営をよりスムーズに行うための機能の一つとも考えられます。代表者会議や検討部会の進め方もこの例によるものということでございます。議会基本条例ができるまでは、3人以上で会派を結成することとしておりましたが、特にこれについては明文化した定義というものはございませんでした。議会基本条例の議論の中で、条例案に会派の項を設けることとし、かなりの時間を要して、最終的に同一の理念を共有する議員で会派を結成するという規定にさせていただきました。そうすると、では何人からなのかということら辺になってくるんですが、考え方を共有するというところで、2人でもいいのではないかとということになってまいり、3人でなければならないことはないだろう、2人でも共有はできるのだからというところから、会派については2人会派を認めることとなりました。ただし、このとき一気に2人会派に移行すると、これまでの経緯もあることから、会派は2人という形にはいたしませんでした。代表者会議であるとか、議会運営委員会の正式な委員となつていただくのではなく、委員外議員として出席をいただき、発言は議長や委員長が許可があれば認められるもので、議決権は持たないという取扱いを26年の改選まで続けておりました。そして、26年の改選後、11月から現在の取扱いというふうになったところです。

2番目、議会報告会の関係であります。

資料は2つ目の枠の中ですけれども、第10条第5項となっております。条文上、議会報告会という言葉は亀山市議会では使っておりません。他市の議会基本条例では議会報告会という言葉、多く明記もされていますし、よく出てきてもおりますが、亀山市議会では、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものというふうな規定にしております。

これにつきましては、議会のあり方等検討特別委員会で、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して、各常任委員会における所管事務調査活動としてテーマを掲げ、市民もしくは団体との協議を行い、市長に政策提言を行うこととしていただいたところです。当時、議会では意見交換の実績が少ないことや、議会報告会では議員個人の意見は言えないということ、こういったことがあることから、議会としての議論の在り方を調査・研究し、ある程度力を蓄えていただく、力がついたらところで市民へ議会報告会を行うといたしたところでもございました。その後、議会報告会の最終

目的が市長に対する政策提言ということであるならば、今の所管事務調査は必ず10月の初旬に予算編成までに執行部に対して政策提言をいたしておりますので、これを亀山市議会の議会報告会を意見交換会とするということを決めたところです。

また、広報の部分については、現在の議会報告番組、それと議会だより、そういったもので十分対応できているのではないかというふうなところです。

3つ目の囲いですが、議員定数の関係でございます。

条例第19条なんですけど、この定数の改正手続についての規定をいたしております。議員定数条例制定までの経緯につきましては、平成17年の合併時の告示において議員定数を22名と定められておりました。合併時における議員定数は22名と合併協議会で了承されたところですが、議員の定数については、合併の具体的な効果が生まれるような方策として、今後、改選時にはさらなる削減を望むものであるとの附帯意見がつけられました。また、自治会連合会からも議員定数削減の要望書が提出されたところでもございました。

そして、平成21年9月の定例会でございますが、議員定数を20名とする議員提案が議員3名で提出をされました。これについては総務委員会へ付託され、継続審査となり、11月の臨時会で採決となったわけですが、10対11と1票差で否決というふうな形になりました。

続いて、平成24年の第1回臨時会で議員定数を22名から18名とする議員提出議案が提出され、これは19対2で可決され、26年10月の選挙から実施をされたところでもございました。

議員定数を18とした根拠につきましては、全国5万人規模の市を見てみますと、大体20名から18名が多いということもございましたし、また前回、その20名で議員提案し、否決というところがあったため、再度20名という選択肢をなくしたのではないかなという考え方もできると思います。議会基本条例においても、議員定数は行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、類似自治体の議員定数並びに人口、面積、財政規模等の比較検討を行い、委員会または議員が提案するものとしております。ですので、議会で議員定数の変更は提案をするというふうにしておるところでございます。

資料13ページ目から、現在の亀山市議会の議会改革の進め方、取組についてということでご説明をさせていただきます。

14ページをご覧ください。

議会基本条例第21条ですけれども、21条で、議会は継続的にその議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を置くこと規定をしております。これを受けまして、条例施行から1年後の23年8月19日に議会改革推進会議及びその補助機関として議会改革推進会議検討部会を設置いたしました。

めくっていただいて15ページですが、推進会議は議員全員で構成をしておるところの説明でございます。

議長が会長でございます。所掌事務につきましては、ここに掲載してあります6項目上げてございます。また、検討部会は、各会派から1名を選出して、現在は6会派でございますので、6名での構成という形になります。

その検討部会ですけれども、基本条例の条文ごとに課題を抽出して、それぞれスケジュールを立てて検討してきております。

16ページでございますが、開催状況でございます。

まず、推進会議ですが、これまで33回開催してきていただいております、主に検討部会の決定事項の確認の場として開催し、必要に応じて会長が招集していただいております。検討部会は議論の場でありまして決定機関ではないことから、必ず全員の推進会議で確認をしていただいております。そして、必ず1年間の議会改革の報告の場として、10月に1回開催することとしております。そして、その場で毎年作成する議会改革白書の確認もいただいておりますという状況でございます。

そして、17ページ、検討部会の開催状況でございますが、定例会の月を除いて、おおむね月1回のペースで開催してきていただいております。これまで78回開催をしていただきました。部会では、先ほども申しましたが、条例の条文ごとに課題を抽出して、議論を進めてきていただいております。推進会議、検討部会も、この2年ぐらいのコロナの影響、これは検討部会に限ったことではございませんが、それまでと若干この二、三年においては開催回数が少し落ち着いたというか、少なくなっておるような状況かなというふうに思っております。

少し話を転じさせていただきますが、会議システムの同じところに資料3、検討課題一覧というものを保存しております。少し飛ばさせてもらいますが、この資料3でございますが、この議会改革、先ほど申しました検討部会での課題を云々というところですが、この検討課題一覧というのがこの資料3になります。これが各条文から抽出した課題でございます、全部で48件でございます。この1枚目の水色の部分、2枚目にもかかっておりますが、水色の部分が38件ありまして、これについては検討が終了しておるというものでございます。

2枚目のオレンジの部分、これが6件ございますが、未着手の部分。

そして、下2行になっておりますが、下から2つ目は3つ数字が入っておりますが、これで4件。未着手が4件。このような形になっております。

検討課題につきましては、それぞれカルテを作成しておるんですけども、ちょっともう一度資料1のほうに戻っていただきますので……。

○部会長（福沢美由紀君） 課長、オレンジは未着手じゃなくて着手中やね。

○大泉議事調査課長 大変失礼しました。オレンジが着手中で、白が未着手です。

それを参考にといい、件数を見ていただいたんですが、そのカルテは今もう数字を出ささせていただきましたが、この参考としてカルテをつけてございます。この18ページに、このようなカルテを作成して、検討課題を積み上げて議論していただいております、後に誰が見ても検討経過が分かるようにというふうな取組をいただいております。

この18ページの参考例を見ていただきますと、カルテには、どの条文から導き出された検討課題かということで条例の条文、それから現状分析、議論する内容、対応内容。特に、対応内容等については、部会を開くたびに、議論が進むたびにここに追記をしていってございまして、そして検討の際に作った資料も全てまとめて保存していくというふうな形で進めております。これらのカルテについては、検討中のもの、未着手のものも含めて、全てホームページで公開いたしておりますので、議会改革のところから入っていただくとご覧になれようかと思っておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

このように検討課題が出てまいりましたら、まずは検討部会でその都度カルテを起こします。とい

うのは、当初かなりの数を検討部会で抽出いただきましたが、その後、新たに部会の中でこれは検討課題として取り上げるべきものではないかというふうなご意見が出て、取り上げたものもごございます。そういう場合、その都度カルテを起こして、部会で議論するか、または広聴広報委員会、議会運営委員会、代表者会議、その他の委員会に議論を委ねるか、そこの交通整理を検討部会で行っていただいております。そして、検討部会は決定機関ではないので、最後に必ず全員で推進会議で確認する、このような手法で亀山市議会は議会改革を進めていただいております。

ここでもう一回、申し訳ございません。資料の3に戻らせていただきます。

これで、この検討課題を少し振り返らせていただきたいと思います。簡単にさせていただきますが、どういったことを抽出しながらというところら辺を説明させていただきたいと思います。

まず最初、課題番号1ですが、これは議決事件に初めて総合計画の基本計画を追加いたしました。この議案が出るときに、総合計画基本計画は全ての分野にまたがる大きな計画ですので、どこの委員会で審査するかということが議論の発端です。方法はいろいろあるかと思えます。例えば、総務だけに委ねるのか、他市では特別委員会を設置してそこで審査をしたり、また連合審査というのも考えられるわけですが、亀山市議会では、これまで予算決算委員会は特別委員会として、その都度、3月、9月に設置しておったところだったんですが、常任委員会化して議員全員で審査をしたらどうかという検討内容でございまして。そして、24年の3月から予算決算常任委員会が設置されました。この予算決算委員会の所掌事務の中に、予算・決算に関すること以外に総合計画の基本構想・基本計画に関することというのが所掌事務の中に入っております。これを検討したというふうな経緯です。

次に、課題番号3ですが、各審議会等への議員の派遣、これについても議会から市の各種審議会や委員会へ議員、または議長が行っていただいております。これについては基本的に廃止をするということを決定しました。ただし、法必須なものは廃止できませんので、現在議会から派遣しておりますのは都市計画審議会のみというふうな状況になっており、それ以外の委員は廃止をいたしておるところです。その代わりとしてなんですけれども、従来出ていただいていた委員会、審議会等との意見交換を行っているものであります。例を挙げますと、例えば国保運営協議会とか、土地開発公社とか、そういったところとは何らかの形で関与をしていくということで毎年意見交換会を実施していただいております。

続いて、課題番号14でございまして、議決を要しないですけれども、市には分野別計画で重要な計画、たくさんございます。これにどうやって関与していくのかというふうな部分の議論でございまして、これについては、まずその計画の中間案で1回、それで最終素案で1回関与し、それぞれ議会としての意見を執行部に提出するという決めていただきました。従来は、素案ができましたら執行部のほうから議会のほうに、何々計画の素案ができたので協議会で説明をさせてくださいというだけでございましたけれども、もうその時点から議会が意見を出してもなかなか修正が利かない状態というふうなことでございまして、これが中間案の時点から意見が言えるということで、かなり議会としては関与の具合ではいいことであったかと思っておりますが、その反面、計画に関与することによって協議会の回数が特段に増えたということがございます。特に、分野別計画は総合計画の計画期間と合わせておりますので、昨年たくさんご厄介になって、何度も協議会を開催いただいたということは記憶に新しいところかと思っております。

続いて、課題番号20番から23番にかけて、議員定数18名での運営についてというのが続いてございます。これは、26人に議員定数を4名削減するというときに、委員会運営の在り方を検討いただいたものです。18名ですので最終的には議長を除く17名の方、6名、6名、5名の3委員会でやるということになりましたんですが、これについては18名が定数の他市議会の状況を視察いただいたり、2委員会がいいのか、3委員会がいいのか、または複数所属の委員会とするのがいいのか議論をしていただきました。最終的に、先ほど申し上げた6人、6人、5人でいこう、不都合が生じたらその時点で見直そうというふうな形で決定をいただいております。

また、議会運営委員会の在り方についても検討いただいております、このとき。通常、議会運営委員会は、定数を18名の規模であれば大体6名ぐらいかなというところが多いかと思えます。従来、定数を6名と決めましたから会派の人数で案分をしておりました。会派の人数で案分をいたしますと割り切れない場合が多いわけですが、そうしますと四捨五入の可能性が出てまいります。同じ会派人数であっても議会運営委員会の選出人数が違うという、そんな場合が出てまいります。この議員定数18人になると、2人会派というのめかなり増えるんじゃないかということも予想されました。

例えば、2人会派が9つ出てきたとしますと9会派になりますので、そして各会派が1名ずつのメンバーを選出いただきますと9名となります。そうすると、定数が6名ですから、3会派からは議運のメンバーが出せないという、そんな事態になってしまいます。こういう不公平が生じるということで、従来の案分方式から会派人数固定方式という形に改めました。これは会派の人数によって選出人数を何人と決めてしまうやり方です。現在、2人、3人、4人会派までは1人、5人、6人会派は2人、7人、8人会派は3人という形で内規で定めております。こうすることによって、必ず会派の人数が同じであれば選出人数も同じになるということになりますが、逆に会派の人数、会派の数、こういったものによって議運の定数が変わってくるということになりますので、その都度変わりましたら委員会条例の一部改正を行う必要が生じてまいります。26年以降、委員会条例の改正を行い、これも先般あったところですが、11月臨時会後早速委員会条例の改正を行ったというところ、ここに起因するところでは。

それから一番下、32でございますが、市民アンケートを実施しようということで議論をいただきました。これについては4年に1度必ずやるということで、改選のときに実施するというように決定いただいております。これも同じパターンですが、この改選のときに合わせて、令和4年も実施させていただきますところでございます。

さらにページをめくりますが、課題番号の42でございます。めくっていただいて2ページ目ですが、42です。

議会だよりのリニューアルについては、27年5月に行いました。

その下、課題番号43では、政務活動費について、これ以外にもございますけれども、最終的に全て公開をするということを決めていただいております。領収書までホームページで公開するとともに、視察の資料や報告書、研修会の資料、こういったものはPDFファイル化して図書館で閲覧対応しております。ですので、議会の政務活動費に対しての情報公開請求は全て請求じゃなくて、公開しておりますので該当しないというふうなこともなっております。

また、検討課題44では、代表質問というところを初めて行うとし、市長の施政方針や4年に1度のマニフェストに対しては、この代表質問をやるということを決めていただきました。

さらにその下、45では、議長の任期のことにも触れております。議長の任期は申合せで2年と平成30年に決めていただき、常任委員会の委員の任期は条例で1年ですが、この任期について検討していく案件でございました。

また、副議長任期についても協議を行うとしたところでした。これについて、副議長、委員の任期は1年として、副議長については再任を妨げないことをカットするというふうなことに去年なりました。また、常任委員会3委員会の構成も変更しないということ去年決定をいただいておるといふ流れでございます。

すみません。先ほど間違えましたオレンジ色の部分です。着手中の部分のものでございます。

31番からでございますが、条例の目的達成の検証をどのように行っていくのかというところら辺ですが、この検証につきましては、昨年、各条項ごとにそれぞれ会派の意見を集約して、評価と検証を行っていただいております。亀山市基本条例検証報告書を作成し、推進会議で確認もいただき、これを作成したところです。これは改選後に新たに取り組む検討課題に対する協議を踏まえた上で、今後、必要に応じて条例改正を行うものとしていただきまして、この検討課題については継続するという決定をいただいておるところでございます。

検討課題の27番なんですが、新たな議決項目の必要性についてということで、これについては、平成30年、都市マスタープランの議決事件を追加いただいておりますが、さらに議決事件の追加が必要ではないかというふうな検討がございますもので、これも着手中というふうな形でございます。

さらに、38番の議会事務局の機能強化についてということでございます。

議会をサポートするため事務局独自の活動について検討しよう。職員各自が常に情報収集のアンテナを張って、議員のニーズにいつでも応えられるよう、市政の課題等についても調査・研究するというふうな形で継続中という形になっております。

さらに48番、オンライン会議の実施についてでございますが、オンライン会議は、このオンライン委員会の運営に関する要綱であったりとか規定等の見直しを行い、改正もし、オンライン会議ができるというふうな形になっておりますが、これは災害と感染症の発生時における議会の対応についてというふうな形になっておりますので、コロナ、今朝ほどからのマスクの件じゃないですし、5月には5類にもなるといった中で、先般、総務省が少しオンラインの会議の考え方も示しましたので、そういった意味からも検討になっている、継続していく、着手中であるということら辺ということになっております。これがオレンジの部分です。

あと、白、未着手のものも2つあるというふうなことでございます。

課題の内容をざくっとでございますが、上げさせていただきました。

資料1のほうに戻らせていただくんですが、ここで項目が変わって、広聴広報の取組についてというところに入らせていただきたいと思います。

広聴広報というのは議会の見える化の部分でもございます。議会改革と広聴広報、これは密接な関係があるものではないかというふうな考えております。その広聴広報の動き、流れ、どんなことというところら辺を今からご説明申し上げるものです。

まず最初、20ページをご覧くださいますが、議会だよりの発行についてご説明申し上げます。

議会だよりは、定例会の4回、そして新年号、これは臨時会の内容を含むものが新年号なんですけれども、合わせて5回発行いたしております。各戸配付で1万7,900部を作っております。

予算といたしましては、年間予算で約245万円ということでございまして、編集については広聴広報委員会のほうでご厄介いただいているというふうな状況でございます。

次、21ページに移りますが、この議会だよりの内容についてでございます。

27年5月にリニューアルをいただきました、これは市民アンケートを基にリニューアルをしようということでリニューアルをしていただいたものでございます。そのリニューアルによってこの掲載内容になってございます。現在については、表紙は市内幼稚園の園児の様子を掲載しておりますが、市民参画というふうな視点から表紙を作成し、定例会のあらましであったり、議案と議決の結果、議案に対する各議員の賛否状況、先ほど少し前にも出てきましたが、賛否状況を掲載し、そしてそれぞれ議案質疑、一般質問の概要というものを掲載しておるところでございます。

続きまして、22ページに移らせていただきますが、映像関係のものの一覧になっております。ケーブルテレビが平成16年から、一般質問からでしたが、スタートさせたということですが、現在インターネットに関しては、全ての本会議と全ての常任委員会、これは分科会を含んでおりますが、ライブと録画配信を行っております。ケーブルテレビにつきましては本会議のみですが、ライブと録画をやっております。ただ、11月の臨時会ですが、これにつきましてはどうしても休憩が多くなったということで役選のみの臨時会、役選臨時会のみは録画放送までは行っていないところです。

また、会議が開催される日なんですけれども、本会議、常任委員会につきましては、庁舎1階に入っていただいたところの右手にテレビがございまして、こちらのほうで放送というか、映しておるといふような状況です。

このケーブルテレビにつきましてなんですけど、執行部の行政チャンネルを借りていることから、議会の思うようになかなかいかなかったというところがございます。議会としては、インターネットを活用していこうということで、常任委員会の録画・ライブ配信をスタートいたしましたところでした。このケーブルテレビなんですけれども、執行部の予算で放送しておりますので、議会がその中継に係る経費というのは支出をいたしてないところです。

めくっていただきまして、23ページからですが、ケーブルテレビとインターネットの録画とライブ配信の拡大した状況をここから記しております。

ケーブルテレビについてご覧いただきますと、すぐに全部といったというわけではなく、一気にいったということではなく徐々に徐々に、執行部と調整しながら放送範囲を拡大してきていただいているということがお分かりいただけるかと思えます。長い時間をかけて充実してまいったというところがございます。

インターネットの録画配信、24ページですが、これについても20年からの動きをまとめております。

少し飛びますが、26ページがそれらに係るところの経費関係でございます。

インターネット配信業務、これは本会議、委員会のライブ、録画配信でございますけれども、これに係るランニングコストといたしましては年間約250万を要しております。ネット回線の使用料、インターネットプロバイダ料、業者のサーバーから配信いたしておりますので、サーバーの利用料、それから議案質疑、一般質問、予算決算の質疑については議員別の編集作業が必要となっておりまして、年間約250万を支出いたしておるところでございます。

次のページの27ページは、「こんにちは！市議会です」議会報告番組の関係でございます。

「こんにちは！市議会です」けれども、執行部が1チャンネル借りて行政情報番組を一日中放送していますので、そのチャンネルを借りて、本会議の定例会の後、ダイジェスト版が放送できないかというふうなことが当時の部会長から提案がございまして、代表者会議で確認をいただきまして、23年9月から放送がスタートいたしましたところでした。

最初は、部会長と事務局でそのダイジェストの内容を確認しておりましたが、その次の定例会からは、これまで議会だよりを担当いただいておりました議会だより編集委員会を発展させて、広聴広報委員会という名称にして番組づくりを行っていただき、現在に至っておるところでございます。

28ページでございますが、その番組監修、広聴広報委員会ということで、現在は7名でございますが、その当時、平成23年12月設置のとき、委員は8名で、副議長が委員長となっていたいております。放送に向けたスケジュールの調整でございますとか、放送する原稿、テロップ、映像のチェック、監修、大変ご厄介いただいておりますところでございます。

この番組の経費といたしましては、税別で15分番組1本19万円でございます。これが年間4本ですので、掛ける4で消費税を加えますと年間約83万円要しておるところでございます。

このケーブルテレビについてなんですけど、1日18回番組放送して、これを1週間放送しております。これ以上につきましては、執行部、チャンネルを借りておるところもあるんですけども、1週間が限界というふうなところがございます。よって、これを同時に議会のホームページでも見られるようにというふうな形で進めておるところでございます。

29ページからは、ホームページについてご説明申し上げます。

ホームページ、ここから始まりますが亀山市議会ホームページは基本的に公開できるものは全て公開するというスタンスで臨んでおります。そして、内容の充実、スピード公開に努めております。現在、亀山市議会のホームページ更新は数多くしておりますが、役所の中で私も過去、広報担当のところにおりましたですけども、議会の更新回数が一番多いかなと、今でもそうであるというふうに認識しております。少し漏れが最近あったりとかいうところでご迷惑をかけた部分もあったんですけども、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

さて、この中のホームページなんですけれども、27年1月、これは市制施行10周年のときでしたが、市のほうがホームページのリニューアルをするということがございました。執行部はそのとき1年前から着手しておったんですが、議会においては1年ではなく2年前からこのリニューアルについて着手いたしております。広聴広報委員会でデザイン構成を考えて、執行部のほうにこういうホームページにしたい、そういうデザイン案を提案したりしていただいたところでした。結果として、そのとき27年、執行部は1年しかその余裕というか、着手してから1年しか期間がございませんので、トップページのデザイン、これだけしかリニューアルできておりませんでしたけれども、議会のほうは中身の構成まで大きく変えていただいております。特に、従前は各項目別で、クリックして入っていく状況やったんですけども、定例会に出てくる内容なんですけれども、定例会単位にしておくことでその定例会ごとの内容が全て出てくると。そこで見ると、9月定例会なら9月定例会で議案がどうであって、結果がどうであって、委員長報告がどうやってと、そのページで完結する。クリック数が少なくなるというふうな非常に見やすさが表れるようなリニューアルというふうな形になったものと思われま。

そしてさらに、執行部各部署のホームページというのは、中身についてはそれぞれ担当部署がつくるんですけども、最終、ホームページにデータをアップロードするときについては、広報担当部門がクリックというか、最後アップデートのボタンを押す形になっています。そうすると、各部署が広報へ決裁を回して、それからということになりますので時間がたくさんかかるわけなんです。これを議会のほうからは、こんなことになっておると当然、先ほどの説明のとおり時間がかかるし、さらに議会のホームページである以上、議会が責任を持って行えばいい。執行部がアップする云々じゃなくて、議会が責任を持ってアップしていけばということをお願いを言っていて、アップする権限を議会のほうにいただいております。

議会では、ホームページのコンテンツ、中身が修正すればすぐにアップできるというふうな形で現在もそのような運用で迅速化を目指すというところがございます。ホームページ、ご覧もいただいておりますかと思いますが、そういう見方もしていただきながら、また一度、こういうことになっておるのかというふうなことを見ていただけたらなというふうに思います。

最後のほうに行きますが、32ページをご覧いただきたいと思います。

これは、外部から見た亀山市議会の議会改革に関する資料をここから添付させていただいております。

まず、この32ページですけども、議会改革度ランキング、早稲田大学のマニフェスト研究所、ご存じのとおり元の三重県知事の北川氏が顧問をしておる組織ですけども、22年度から議会改革度ランキングという調査を各県議会、市議会、町議会に行いまして、回答を寄せ、そしてランキングづけをいたしております。

最新の令和3年度のランキングは、調査に回答した部分の中から、亀山市議会81位であったということでございます。22年に初めて調査をかけて、22年はこの議会基本条例を制定いたしておりますので、調査開始の当初から亀山市は順位が高かったというふうなところでございました。

中でも、ちょうど真ん中よりかちょっと下、29年から30年、ここで一気にランクアップしております。これについては、その当時、マニフェスト研究所に確認していただいたんですけども、1つ、市民参画の部分はどうしても点数が高く出るということで、30年に請願の委員会において2回趣旨説明を請願者にしていただいております。加太の風力発電と能褒野の農用地の関係でお二人にしてもらっていたわけなんですけれども、これによって、参考人制度に基づいておるということの中で2回実施しておるということで点数的に大きかった。それと、市民との意見交換会からの政策提言、これについてもこういう仕組みが構築できておるということの中で点数が高かったということで、亀山市はこのとき点数が高くて、27番上がってランクアップしていったというふうな経緯があったというふうなところでございました。

次のページ、33ページが議会改革で亀山市に視察に来ていただいた件数をずっと書かせていただきました。これまで139の市議会が視察に来ていただきましたけれども、最初のほうは、議会基本条例の制定に向けた取組ということで、特別委員会の視察がありました。23年8月には、議会改革推進会議を設置してから推進会議の取組について主な内容となって、ご覧もいただいております。最近では、新型コロナウイルス感染症の関係から、視察件数というのは、ご覧いただいたとおり2年も3年もゼロ件でございますが、この4年度、つい先日、タブレット導入の関係で久しぶりに視察にお越しいただいたというふうなこともございました。

最後、34ページ、議会映像のアクセス数でございます。

26年9月から本会議のライブ配信、27年の9月から委員会のライブ配信がスタートしております。ライブ配信の項目につきましては、25年、これはまだ始めておりませんので斜線、26年は部分的で、27年も委員会が部分的であるんですが、だんだん増えてきております。ライブのほう、現在、去年、一昨年と2万件で推移しておるようなところです。

次の各議員別の録画というのは、本会議の議案質疑、一般質問及び予算決算委員会の議案質疑を議員別で全部編集してありますので、それぞれのファイルをクリックいただいた数をカウントしております。例えば、今お集まりの方皆さんが全部1個ずつクリックしたら9クリックというふうな形で、9というふうなカウントが出てくるような形でございます。

現在、おおむね3万5,000、ちょっと3年は落ちておるといところら辺が私気になっておるんですけども、3万5,000件のアクセスをいただいているということです。

それから、番組というのは議会報告番組の件でございます、これをインターネットでどれだけ視聴していただいたかということですが、昨年は2,533件といところでございます。亀山市のケーブルテレビって65%ぐらいの世帯がご加入いただいております。こう普及率が高い中で、ネットのほうでも見ていただけるということは、かなりの方がご覧いただいているのではないかというふうなことで、30年の6,200と比べますと随分差がございますので、ここら辺についても少しちょっと検証してみたいなというふうなことも考えております。

もう一つなんですけれども、26年ぐらいのところから議員別のアクセス数が増えております。これまでこの録画配信はパソコンでしか見られませんでした。26年まで。これですけれども、スマホやタブレットがずっと普及もしてまいりましたので、ここで対応できるということで、システムの改修も行っております。このシステム改修によって、パソコンのみならず、スマホやタブレットでも閲覧が可能、視聴が可能になったということの中で大きく増えていると、そんな要素もあるのかなというふうなことが考えられます。

長くはなりましてですけども、制定の経緯から課題の状況、そして改革と関連のある広聴広報についての説明をさせていただきました。以上でございます。

○部会長（福沢美由紀君） お疲れさまでした。

それでは、今から10分間休憩をした後に、これからの取組方について皆さんにご議論いただきたいと思っております。休憩します。

午後3時01分 休憩

午後3時08分 再開

○部会長（福沢美由紀君） それでは、会議を再開します。

皆さん、タブレットに共有していただいている検討課題一覧スケジュールというのがございます。今までの課題をこうやって抽出して取り組んでいたという経緯がありますので、これからどんなふうに進めていくかということ、せつかく今日は集まっておりますので、皆さんにご意見を頂戴したいと思います。既に着手して、現在やらなくちゃいけないことも、こうやってオレンジのところですな。

例えば、31番のところを見てもらいますと、小さい字ですけども、皆さんから条例の検証をしていただいた中でもご意見がたくさんあったところですけども、災害や感染症等の危機管理の対応、

あるいは障がい者への合理的配慮の視点から条例の見直しはどうやという話でございますし、あと、子ども議会の実施についてはプロジェクトチームをつくっていただいて、どんなふうに進めたらいいかなというところで詰めていただいたと伺っています。

また、検証のご意見の中で多かったのが、議会図書室をもっと、議員も事務局も市民も使いやすいようにするべきじゃないかというお声もあったということですし、この間の一般質問の中で、行政に対して旧姓使用を求める質問も今岡議員にさせていただきましたが、議会の中でも進めていくということもしたくちやいけないのかなあというところもあります。

皆さんから、これ以外にもこういうことを進めなあかんの違うかということがあればお出しいただきたいですし、例えば優先順位として、これについて特にやっていきたいなものがあればお聞かせ願いたいし、今まで、ちょっと伺いましたら、これを基にカルテというのを一つ一つつくってもらっていましたが、ここから出していただいたのもあるし、これは必要だということでこちらからご提案するというのもあったらしいので、そういうことも含めながら、常に議会改革を進めていくということがうたわれていますので、やっていきたいと思うんですけども、皆さんのご意見を頂戴したいなと思います。

○部会長（福沢美由紀君） 伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 追加でこれをというのは、まず思いつかないんですけども、あるかもしれないけれども、ここにちょっと着手中と出ているやつに関しては、もう早急にやらなあかんやろうというか、コロナの絡みもあったんですけど、逆にコロナが終息しつつあるみたいな話が、コロナ自体は終息しないにしても、マスクはもうちょっと原則個人の判断やという話が出ている中で、実際に、そのオンライン会議というのが委員が出てこられないというようなことが発生したにもかかわらずできなかったわけですよ、前回も。で、何のための話合いやったんかというふうに率直に僕なんかは思うんで、やらんと言っても、ちょっとやれる状況にないんでと。じゃあ何のためにあそこまで考えたんだというのが正直前回の印象やったんで、もうやるんやったらやるで、さっさとこんんはやったほうがええと思いますし、もう今はやれる状況になっておるわけですよ。実際、導入というか実践する、やるかやらんかだけの話であって、体制とかもシステムもある程度できているのにできていないというか、もうそういうふうなものもあるし、正直この子ども議会の開催なんかは、これはインパクトがあるか分かりませんが、実際、じゃあそれがほんまに市民にどれだけあれになるのというのも分からへんし、これ自体、その検討チームがある程度やったんやったら、もうそれもさっさとそれに向けてやればいいし、これでもコロナの絡みがあったんで、コロナがもうある程度、ちょっと状況が変わりつつあるんやったら、もうこれもやればいいし。ちょっと言い出したら切りがないんですけども、やっぱりこの辺、着手中というのをまずやっていくというのを、まずそれから整理していただいたらいいんじゃないかと思います。

○部会長（福沢美由紀君） ありがとうございます。

ほかはどうでしょうか。

特にこれを優先ということも、皆さんどうですかね。

副部会長。

○副部会長（新 秀隆君） 事前にお話しさせていただいておった、検討しておった点もあるんですけど、やはり今伊藤議員のおっしゃられたオンライン会議も、後はもう定義だけやったと思うんです

よ。せっかくZoomとかも使えるし、そういうふうな決め事、そして子ども議会についても、タイミングがあって、今すぐ言うてすぐなるもんでもないもんで、やっぱりこの秋ぐらいに言うてとか、そういうタイミングとか、せっかくそこまで調べていただいておったというのもありますし、そしてあとはこの31番のところでもあるんですけど、災害時のところ、もう少しこの辺をしっかりと詰めておいた方がいいかなと。この辺がやっぱり、せっかく途中まで来ておるんですから仕上げていってはどうかなというふうな思いであります。

○部会長（福沢美由紀君） ありがとうございます。よろしいですかね。

そうしましたら、ほかいいですか。

ご意見あるようでしたらどうぞおっしゃってください。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） そうしたら、実際に具体的にカルテに、今ちょっと私もお話したようなこととか、伊藤委員、副会長が言ったことなどをカルテに一遍起こして見て、皆さんに今度またご提示申し上げて、進め方を考えていきたいなと思います。

子ども議会につきましては議会の中での検討でしたので、相手があることでございますので、教育委員会とかと少しずつ現実的なお話を、1年後になるのか2年後になるのか分かりませんが、それも詰めながらやっていきたいなと思いますので、その都度また皆さんにご相談したりご報告したりしながらと思います。

そういうことでよろしいですかね。

（「はい」の声あり）

○部会長（福沢美由紀君） それでは、そんなふうでいいですかね。もうカルテに今言ったようなことをちょっと今度上げさせていただきますね。

それでは、次の開催日について皆さんにお伺いしますが、4月中旬から5月上旬頃でできたらお日を決めたいんですけども、ちょっと先ですですのですぐには決まらないかなと思いますので、また予定とかを出していただくようなことになっていきますので、またこちらから皆さんにお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

今日のところはここらで閉じたいと思うんですけど、ほかに何かありませんか、ないですか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） 事務局もよろしいですか、いいですか。

（発言する者なし）

○部会長（福沢美由紀君） それでは、これで第79回の検討部会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

午後3時16分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 5 年 2 月 17 日

議会改革推進会議検討部会長 福 沢 美由紀